

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第95回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年11月25日（月）14：00～14：24

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、実積 寿也、滝澤 光正、巽 智彦、
藤沢 久美

（以上5名）

第3 出席した関係職員等

牛山郵政行政部長、柳迫信書便事業課長

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可、信書便約款の変更の認可及び信書便管理規程の設定
の認可【諮問第1258～1260号】

開 会

○事務局（坂平） 委員の皆様、お待たせいたしました。事務局の坂平でございます。本日は、お忙しいところ皆さん御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、委員7名中5名の委員に御出席をいただいておりますので、定足数は満たしております。

それでは、定刻になりましたので、郵政行政分科会第95回を開催いたします。

恐れ入りますが、佐々木分科会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第95回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書の規定に従い、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可、信書便約款の変更の認可及び信書便管理規程の設定の認可」については非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項3件でございます。

諮問第1258号から1260号「特定信書便事業の許可、信書便約款の変更の認可及び信書便管理規程の設定の認可」について、総務省のほうから御説明をお願いいたします。

○柳迫信書便事業課長 お世話になります。総務省信書便事業課長の柳迫でございます。

本日は、諮問第1258号の「特定信書便事業の許可」、第1259号の「信書便約款の変更の認可」、そして、第1260号の「信書便管理規程の設定の認可」の3件に

ついて説明させていただきまして、これらの許認可の可否につきまして御審議いただきたいと思っております。

それでは、まず諮問第1258号「特定信書便事業の許可」について、資料95-1を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目が諮問書でございます。本件は、特定信書便事業への新規参入希望者8者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に掲げる基準に適合していることから、許可することといたしたく諮問をさせていただくものでございます。

別紙1の横長の資料を御覧ください。おめくりいただきまして、3ページに、今回新規参入を希望して特定信書便事業の許可を申請した者と、その提供サービスの概要がございます。今回の許可申請者は、1番の株式会社ミツバアビリティ、2番の株式会社キャリアカーサービス、3番の大阪トヨタLOGI&B-T&C株式会社、4番の株式会社ガッツ、5番のOld New、6番の株式会社大木産業、7番の肥銀ビジネスサポート株式会社、8番のラインサポート有限会社の8者でございます。これらの申請者が現在営んでいる主な事業を記載しておりますが、注2のなお書きに記載していますとおり、いずれの申請者も貨物運送業の許可等を受けております。

なお、前提としまして、特定信書便事業が提供できる役務としましては、信書便事業法第2条第7項、こちらに第1号から第3号まで定める役務がございます。1号役務は、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務。また、今回は申請がありませんが、2号役務は、信書便物を引き受けてから3時間以内に送達する役務。3号役務は、引受料金が800円を下回らない高付加価値の信書便物を送達する役務と御理解いただければと思います。

各申請者とも本社所在地の近県を提供区域としております。また、提供サービスとしては、各申請者とも1号役務を提供することとしており、加えて2番の株式会社キャリアカーサービス及び4番の株式会社ガッツの2者については、3号役務についても提供予定となっております。

申請者の事業の概要は以上でございまして、次ページ以降では、信書便法第31条に規定する3つの許可基準について、引き続き説明させていただきます。

許可基準の1点目として、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることが求められており、これを判断するために、信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございます。これについて、役務ごとにまとめたものが4ページの表となっており、いずれの申請についても、信書便管理規程の遵守義務

のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしており、信書便物の秘密を保護するため、適切なものであると認められます。

続きまして、許可基準の2点目が、その事業の遂行上適切な計画を有するものであることでございます。ここでは、ある程度継続的に事業を営む見込みがあるものとして、事業開始時及びその翌年度までの間について、事業収支見積書を算出することなどを求めており、事業収支見積りの算出が適正かつ明確であることが、審査基準の一つとなっております。

5 ページでは、事業者において、顧客へのヒアリングや需要調査を基に利用見込通数を算出し、サービス予定単価を乗じた額や契約見込者との間で予定する契約見込額を考慮して、信書便事業の見込収入を算出したものでございます。

この事業見込収入を踏まえて、6 ページでは収支と利益をまとめていまして、いずれも事業開始当初の事業年度と翌事業年度の2 か年分を提出いただいております。信書便事業支出につきましては、信書便事業に従事する人件費や車両関係経費等について項目ごとに積み上げた額や、一般管理費等については他の貨物運送事業との収支比などの案分によって算出しております。信書便事業収入から信書便事業支出を引いた信書便事業としての営業利益は表の右から2 列目になりますけど、いずれも事業収支には特段の問題はなく、妥当なものと判断させていただいております。また、その他の事業に係る収益を含めた事業者全体の利益は、当期純利益として記載しており、こちらも特段の問題はなく、収支が見込まれているところです。

許可基準の2 点目のその事業の遂行上適切な計画を有するものであることのもう一つの審査基準として、役務内容が法に適合していることについても審査しており、いずれの申請についても、1 号役務としてのサイズは7 3 センチを超え、または重量が4 キログラムを超えるものとなっており、また3 号役務については、その料金が8 0 0 円を超えるものとなっており、法の規定に適合していると認められることから、以上の審査結果により、事業の遂行上適切な計画を有するものであると認められるものです。

最後、許可基準の3 点目は、その事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であることとして、資金計画及び必要な行政庁の許可について審査しております。資金計画としては、7 ページに純資産の額、信書便事業の開始に要する資金を記載しており、事業開始に要する資金は、具体的には人件費の2 か月分、それから、賃借料の1 年分などを合計した金額としており、各社とも全額自己資金による調達をすることとしており、開始に要する資金を有するものと認められます。

また、行政庁の許可については、事業概要で御説明したとおり、いずれの申請者も一般貨物自動車運送事業の許可または貨物軽自動車運送事業の届出がなされていることを確認しており、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものと認められます。加えて、いずれの申請者についても、信書便法第8条に規定する直近2年以内に法令違反の処分を受けた者といった欠格事由には該当しないことを確認しております。

以上により、各者とも信書便法に掲げる許可の基準に適合していると認められることから、特定信書便事業の許可をすることといたしたいと考えております。

なお、別紙2については、これらの審査結果をまとめたものとなりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料95-2、諮問第1259号「信書便約款の変更の認可」について説明させていただきます。信書便法第33条第1項の規定において、特定信書便事業者は信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされており、これを変更する場合も総務大臣の認可が必要となっております。今般、平成16年に事業許可を受けた赤帽福井県軽自動車運送協同組合から、信書便約款の変更について申請があったことから、変更の認可について御審議いただくものでございます。

なお、先ほど御説明した今回新たに特定信書便事業の許可申請者8者については、標準信書便約款を適用することとしているため、約款に係る認可は不要となっております。

2ページから3ページまでの別紙1が変更認可申請の概要でございます。今般の変更申請の趣旨としては、現行約款に規定している、長さ、幅、厚さの合計が90センチメートル超としている1号役務のサイズについて、これを73センチメートル超とすることでサービス向上につながり、需要の増加が見込まれることから変更認可を希望しているものです。

平成27年の信書便法改正では、特定信書便役務の範囲が拡大されており、1号役務については、取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90センチメートル超から3辺計73センチメートル超まで拡大したところであり、法改正後、各事業者に対して法改正の周知を行ってきたところではありますが、これまで当該事業者からのサイズ変更の変更認可の申請はなかったところ、事業者において検討の結果、サービス向上や需要喚起の観点から今般変更申請があったものでございます。

また、今般の変更の機会に合わせ、提供区域、料金等の掲示方法について、店頭掲示のみだったものから、店頭掲示またはウェブサイトへの掲載へと、本年行った標準信書便約款の改正に合わせた変更も行うこととしております。

このほか、平成２７年に標準信書便約款を制定した際に盛り込まれた延滞料の規定を標準信書便約款の記載に合わせて追加することや、平成３１年４月１日に施行された商法の一部改正による標準信書便約款の改正に合わせ、損害賠償の条件について標準信書便約款の記載に合わせた変更を行うものでございます。

別紙２は以上の審査結果をまとめているものであり、いずれの変更部分についても、適正かつ明確に定められているため、認可の基準に適合していると認められるところでございます。

続きまして、資料９５－３、諮問第１２６０号「信書便管理規程の設定の認可」について説明させていただきます。信書便法第３４条で準用する同法第２２条第１項の規定において、特定信書便事業者はその取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。１ページが諮問書で、今回の特定信書便事業の許可申請者８者について、信書便管理規程の設定の認可も必要であるため、当該認可について御審議いただくものでございます。

２ページから３ページまでの別紙１が信書便管理規程の設定の認可申請の概要でございます。これは、信書便法施行規則第３１条第２項に、信書便管理規程に記載すべき事項が定められており、各申請者の信書便管理規程の記載内容について、各事項が適切に規定されているかを確認し、認可するものでございます。

１点目の信書便管理者の選任及び職務については、事業場ごとに管理責任を果たすことができる役職者等から選任することとされており、またその職務内容は、信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理を含め具体的に規定されていると認められます。

２点目の信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法については、引受け、送達途中における滅失、毀損防止策、誤配達の防止、還付できない信書便物の管理、顧客情報等の管理等について適切に規定されており、また３点目の事故発生時等の措置についても、信書便管理者への報告、滅失、毀損、遅延等の対応、再発防止策の実施、事故の内容及び処理結果の記録等措置すべき内容が明確に規定されていると認められます。

４点目の教育及び訓練については、日常業務を通じて実施するほか、新規採用時、事故等の発生時等に際しても、必要に応じて実施することが規定されていると認められます。この信書便管理規程については、総務省において記載例をあらかじめ公表しております。今回の申請内容については、全者これに沿って過不足なく記載されていること

を確認しており、いずれも法に定める認可基準に適合していると認められるとしております。

別紙2につきましては、以上の審査結果をまとめたものになりますので、こちらも説明は割愛させていただきます。

諮問事項の説明は以上となりますが、今回御審議いただいて8者の事業許可や認可が適当とされた場合には、参考資料1のとおり、全国で特定信書便事業者は618者となる予定でございます。その他、参考資料2として本社所在地別の特定信書便事業者の参入状況を、参考資料3として令和5年度信書便事業の現況を、そして参考資料4として、これまでの委員の先生方からの御意見を踏まえまして、委員限りとして新規参入事業者における参入後の実績をまとめています。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうに御記入いただければと思います。よろしくお願いします。

じゃ、ちょっと先に私のほうから一言よろしいでしょうか。

○柳迫信書便事業課長 お願いいたします。

○佐々木分科会長 今回、参考4ということで資料をおつけいただきまして、ありがとうございます。これまでの議論を踏まえてこのような形の資料をつけていただいたと思いますので、また今後も引き続きよろしくお願いいたします。

○柳迫信書便事業課長 佐々木先生、ありがとうございます。これまで委員の先生方から、事業収支見積りについて、許可した後に、上振れ下振れとか全体の傾向がどうなっているのかということについて多くの御意見があったと承知しております。こちらでデータを把握する仕組みがございますので、今回そのデータをしっかり整理した上で提示させていただきました。

ちょっと補足させていただきますと、

[REDACTED]

総務省としては、先生方のこれまでの御意見も踏まえまして、今後もこういった形で、許可した後の上振れ下振れの実績を把握することによって、特定信書便事業の許可の審査に当たっては、こうしたデータも活用しながら適切に審査してまいりたいと思います。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。皆さん、委員の方の意見を反映していただいて非常によかったと思います。ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問などございますでしょうか。

ほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第1258号から1260号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することにしたと思います。

以上で、本日の審議は終了しました。全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局（坂平） 事務局です。

次回の郵政行政分科会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会